

天嶽院下自治会

避難行動要支援者規定

改訂履歴

初版作成日：2015/12/05

作成者：平成 27 年天嶽院下役員一同

2 版：2017/06/xx

改定記事：誤字修正、資料 2 更新、リスト取扱い文の記載見直し

3 版：2018/01/06

改定記事：誤字修正

4 版：2019/05/26

改定記事：要支援者リストへの対応と共に記載内容の全面見直し

[目的]

- ・災害時における天嶽院下自治会における行動指針について記載する。
- ・災害時に天嶽院下自主防災会の規定に基づいて避難行動をする。
- ・災害発生時に、避難行動、役割について、天嶽院下自主防災会規定に基づいて安否確認、救助について行動を行うものとする。
- ・要支援者についての避難、救助について記載する。
- ・要支援者リストの取り扱いについて記載する。

[規定]

- ・天嶽院下自主防災会の規約と、運用規則に基づいて行動する。
- ・災害発生時の役割分担を明確し、担当者は速やかに行動し、安否確認、情報収集、救助、避難施設へ移動、確保を行う。
- ・要支援者リストについて、該当者がいる地域の班長には要支援者の情報を展開する。
 - ※ 要支援者リストの展開は、個人情報の部分は除外し、避難施設への誘導に必要な情報のみとする。尚、展開した情報の扱いについては、保管に注意し、情報漏えいがないように扱うものとする。

[避難行動要支援者への対応]

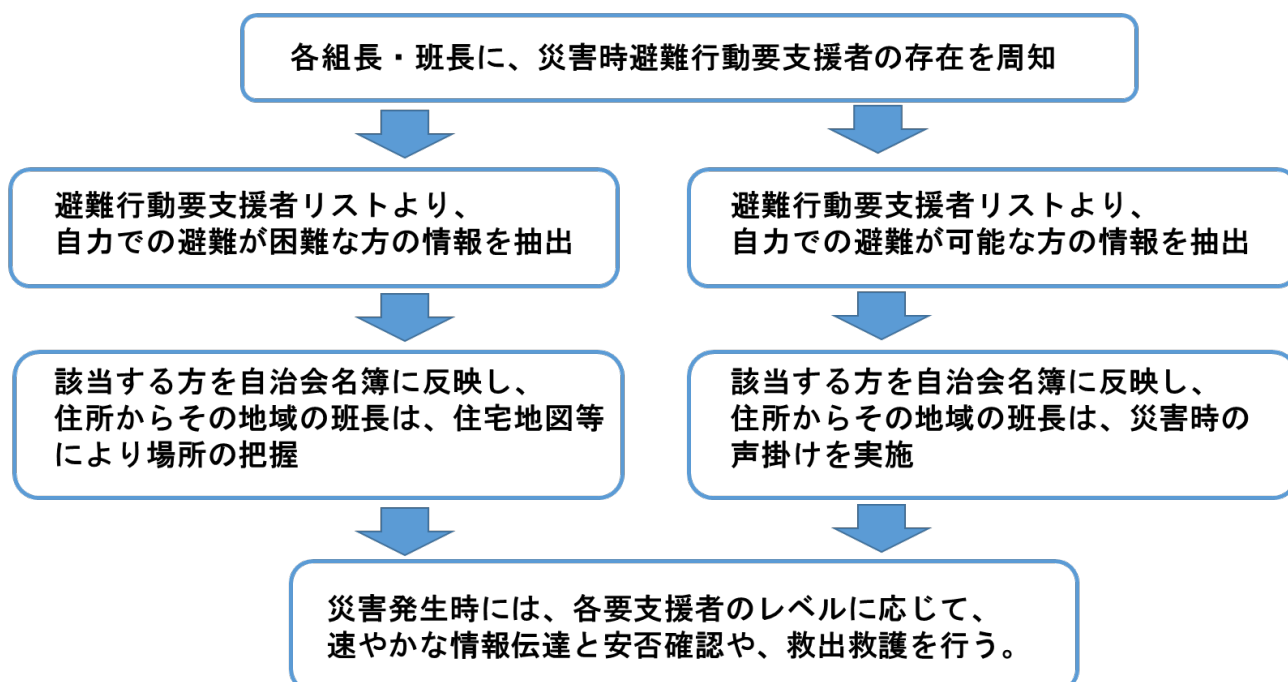
災害時において要支援者が適切かつ円滑に避難行動が行うことができるように基本的体制を図り、地域の安全安心を強化することを目的とします。

天嶽院下自治会では自主防災会による防災協力グループを結成し、自主防災活動に必要な事項を検討し、その中で天嶽院下自主防災会規約を定め、防災活動の効率化を図るため防災組織を編成しております。(資料1 参照)

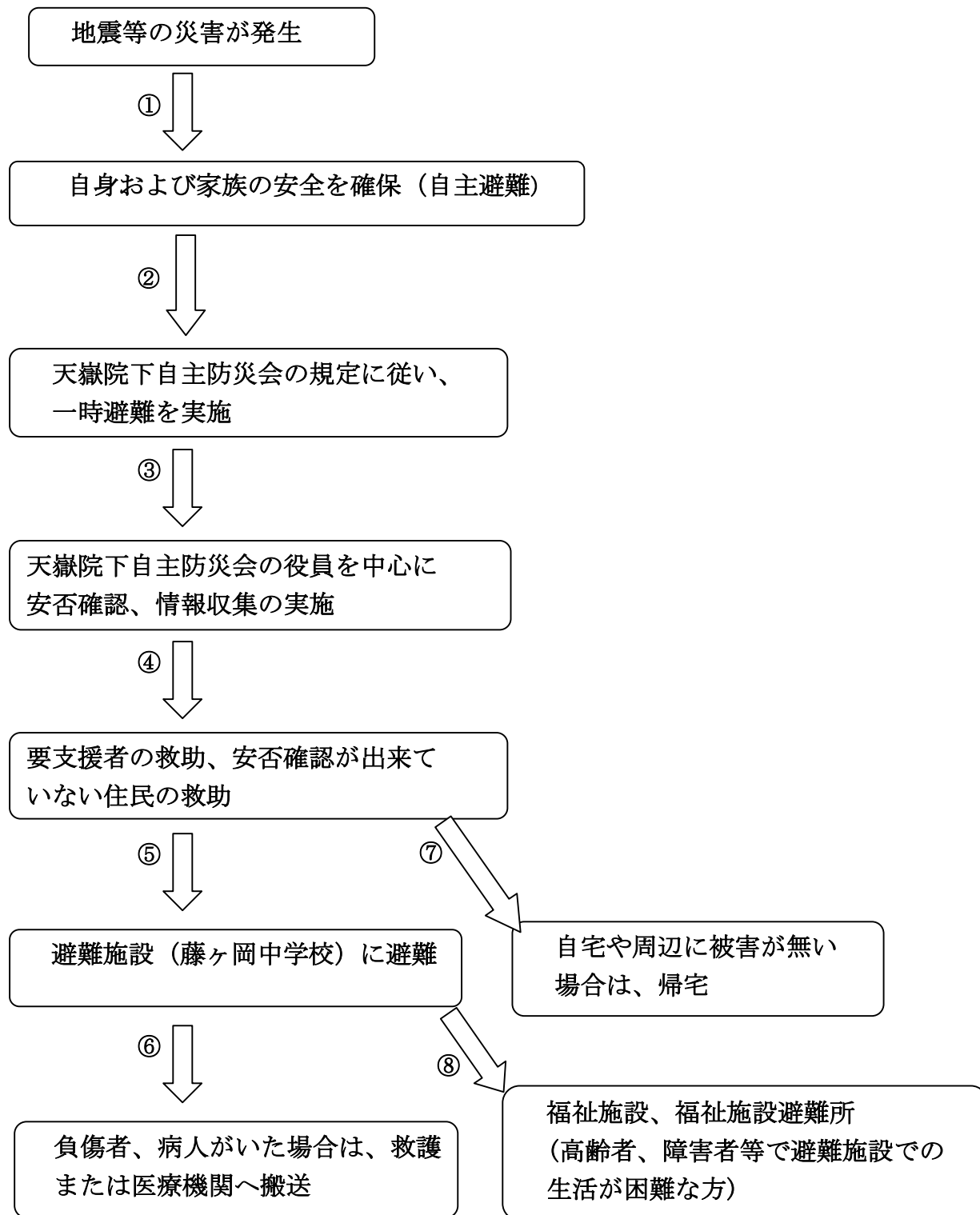
また、近隣防災ボランティアメンバーを募り、災害時、近所の方々の安否確認・被害状況や救護・救援を求めているご家族の情報収集を行います。

近隣の方々の安否確認の中で要支援者における問題について当自治会では、要支援者の存在を自治会役員に改めて周知していきたいと思います。その方法として各役員には、避難行動要支援者リストより、自力での避難が出来ない方の情報を、該当する各班長へ展開し、災害時に備える体制づくりが必要であると考えます。

要支援者の把握手順についてのフローについて



[災害時の避難行動の流れ：避難行動要支援者とともに]



①自主避難

地震発生後、災害や家の倒壊等の危険が発生したため、避難指示が発令され、自らの判断で避難が必要な状況となった場合は、自身と家族の身の安全の確保を最優先とし、避難行動を開始します。

②一時避難

地震災害から、一時的に、身の安全を確保するために、天嶽院下自主防災規定に基づいて一時避難を開始する。

③安否確認

一時避難場所にて、自主防災規定に従い、会長の指示により安否確認、情報収集を行う。
(天嶽院下自治会名簿、要支援者リストを参考に安否確認、情報収集を行う。)

④救助の開始

安否確認にて、確認が取れていない、住民に対して安否確認、救助を開始する。
要支援者についても確認が取れていない場合は救助を行う。

⑤広域避難場所への避難

地震に伴う火災が拡大して地域全体が危険な状態となったときは、広域避難場所へ避難を開始します。一時避難場所から広域避難場所の藤ヶ岡中学校まで移動します。

⑥医療機関への搬送

医療処置の必要な避難者を症状、負傷状況によって医療機関に搬送を要請します。
また、医療支援が必要な避難行動要支援者についても搬送を要請します。

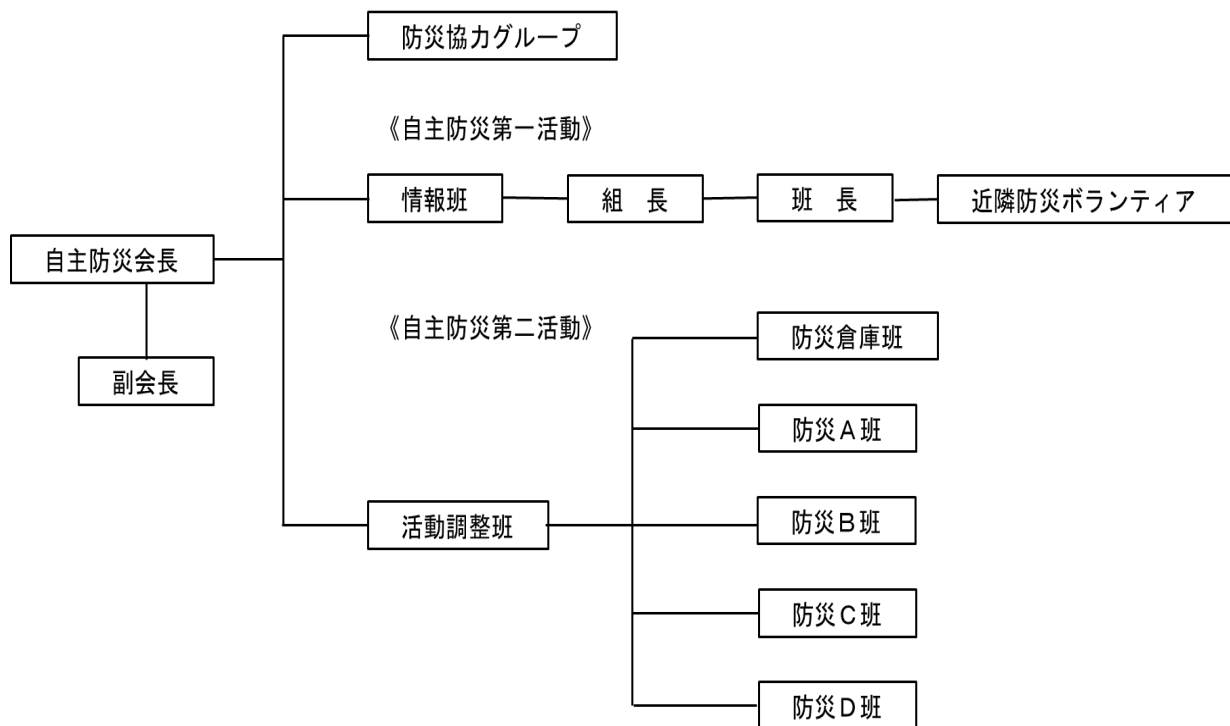
⑦避難者の帰宅

一時避難、避難施設に避難した住民のうち、自宅周辺での火災や倒壊の危険が去り、かつ自宅が被害を免れたり、被害が軽微な場合は、自宅に帰宅します。
また、自宅でのライフラインの復旧等に伴い、自宅での生活が可能な場合も帰宅します。

⑧福祉施設への避難、搬送

避難施設での生活が困難な避難行動支援者（高齢者、障害者）は、受け入れ可能な福祉施設に受入れ要請をお願いします。福祉施設が見つかるまで一時的に、福祉避難所（市民センター、公民館）へ避難をします。受け入れ可能な福祉施設が確保出来次第、搬送します。

資料 1



天嶽院下自治会の下部組織として、「天嶽院下自主防災会」を設置し、「防災協力グループ」（新旧自治会役員と、協力団体〔防災世話役、民生委員、子ども会、公園愛護会、ラジオ体操会〕から構成される）で活動を行う。

さらに「近隣防災ボランティア」は、自治会役員と自治会OB等からの募集により構成され、各班の班長に協力して、隣近所で避難の際に支援を行い、防災活動に協力するメンバによる体制をとるものである。

また、「要支援者」に対する支援活動としては、本規程に従い、趣旨をご理解いただき、該当者のいる組長及び班長には、同リストの情報を展開し、周知するものとする。

尚、避難行動要支援者リストのデータ保管管理は、天嶽院下自治会会長が行う。